

○ 財務省告示第 304 号

国債証券買入銷却法（明治 29 年法律第 5 号）第 2 条の規定に基づき、同法第 1 条第 1 項の規定により令和 7 年 10 月 10 日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和 7 年 11 月 28 日

財務大臣 片山 さつき

(別表)

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額 100 円 当たりの買入価格
利付国庫債券 (物価連動・10 年)	第 21 回	1,500,000,000 円	100.56 円
〃	第 24 回	1,200,000,000 円	101.99 円
〃	第 30 回	3,500,000,000 円	99.46 円
〃	第 30 回	13,900,000,000 円	99.54 円
合 計		20,100,000,000 円	